

四日市市告示第520号

都市緑地法（昭和48年法律第72号）第55条第9項の規定により、次のとおり、市民緑地の公告をする。

平成30年10月29日

四日市市長 森 智 広

- 1 市民緑地の名称 岡山市民緑地
- 2 市民緑地の区域 四日市市上海老町字東岡 156 番、157 番 1、157 番 2
- 3 市民緑地の管理期間 平成 30 年 11 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

(都市整備部都市計画課)